

○沼津工業高等専門学校寄附講座及び寄附研究部門設置細則

(平成 22.4.14 制定)

最終改正 平成 29.9.20

(趣旨)

第1条 この細則は、沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター規則第7条の規定に基づき、沼津工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 寄附講座等の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等地域産業界からの寄附を有効に活用し、本校の自主性及び創造性の下に、本校における教育研究の充実発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 本校において行われる教育研究に相当するものを実施する付加的に設置される組織で、民間等地域産業界からの寄附により人件費、研究費、旅費、設備費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 本校において行われる研究に相当するものを実施する付加的に設置される組織で、民間等地域産業界からの寄附により人件費、研究費、旅費、設備費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

(寄附の申込)

第4条 寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込をしようとする者は、寄附申込書（別紙様式1）により、校長に申し出るものとする。

(設置及び受入れの決定)

第5条 校長は、前条の申込があった場合は、当該申込に係る寄附講座等の概要（別紙様式2）を作成し、当該寄附講座等の設置が本校の教育研究に有益であり、かつ管理運営上支障がないと認めるときは、本校の外部資金受入審査会の議を経た上で、設置の可否を決定するものとする。

- 2 校長は、前項の設置及び受入れを決定した場合は、速やかにその旨を関係部署へ通知するとともに、設置及び受入れの手続きを進めるものとする。

(受入れの制限)

第6条 校長は、申込があった場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受入れることができないものとする。

- 一 寄附講座等の設置に係る経費等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附講座等の教育研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に無償で譲渡し、また使用させること。
- 三 寄附講座等の設置に係る経費等の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込後、寄附者がその意思により経費等の寄附額の全部又は一部を取り消すことができるとされていること。
- 五 特定団体等の営利目的の宣伝及び、政治的、宗教的な利用をすると認められる条件。
- 六 その他、校長が特に教育研究上又は管理運営上支障があると認められる条件。

(設置期間等)

第7条 寄附講座等の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要がある場合、これを更新することができるものとする。

(名称)

第8条 寄附講座等には、当該部門における教育研究の内容を示す名称を附すものとする。  
2 寄附講座等の名称には、寄附者又は寄附の趣旨が明らかとなるような字句を附することができるものとする。

(構成等)

第9条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人（以下「寄附講座等教員」という。）を置くものとする。  
2 寄附講座等教員の選考は、本校の専任教員の選考基準及び選考方法に準じ、沼津工業高等専門学校教員選考内規に基づき行うものとする。  
3 校長は、前項の規定に基づき選考した寄附講座等教員と雇用に関する契約を締結するものとする。

(寄附講座等教員の職務)

第10条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経理等)

第11条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その設置期間に係る総額を一括して受入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度毎に必要な経費を分割して受入れることができるものとする。

2 前項の経費の寄附は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号）に定めるところにより受入れるものとする。

（特許権等の取扱）

第12条 寄附講座等教員が従事する教育研究に伴い生じた発明等の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第40号）、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則運営要領（平成19年4月1日制定）及び沼津工業高等専門学校知的財産権に関する規則の定めるところによる。

（内容等の変更）

第13条 寄附講座等の内容を大きく変更する場合及び設置期間を更新する場合の手続は、設置及び受入れの手続きに準じて行うものとする。

（成果の公表）

第14条 校長は、寄附講座等の設置期間が終了したときは、当該寄附講座等における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

（雑則）

第15条 この細則に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この細則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年9月20日から施行する。